

議案第3号令和5年度大崎市一般会計予算に対する附帯決議

令和5年度大崎市一般会計予算において、本庁舎建設事業が完成に向かい、現本庁舎及び西庁舎の解体工事、並びに南側敷地外構整備工事が進められることとなる。

しかし、これまで本庁舎があった場所は、旧古川代官所跡や旧志田玉造郡役所跡だったことから歴史的建造物があった場所であり、その歴史的な価値を今後も継承し生かして欲しいという市民の声があることに十分に配慮すること。

以上決議する。

令和5年2月27日

令和5年度予算特別委員会